障害者診断書・意見書の作成について(心臓機能障害)

【障害固定とみなす要件】

○手術直後、入院直後等の急性増悪期段階を終了しており、積極的治療終了後、「3ヶ月」以上経過した安定した時期であること。

※ただし、以下の場合、その限りではない。

- 〈例外1〉弁置換・弁移植を行った場合
 - →手術直後から申請可能
- 〈例外2〉心臓移植を行い、かつ、抗免疫療法を開始した場合 →抗免疫療法開始直後から申請可能
- 〈例外3〉ペースメーカ等を植え込んだもので、かつ、適応度がクラス I である場合 →植え込み直後から申請可能
- 〈例外4〉ペースメーカ等を植え込んだもので、かつ、適応度がクラスⅡ又はクラス Ⅲである場合
 - →植え込み後1ヶ月経過した後施行した心電図所見及び身体活動能力所 見を伴った診断書であれば申請可能

【検査所見】

○診断日から6ヶ月以内の検査所見であること。

【認定基準】

○医師必携を参照して下さい。

【その他特記事項】

- 〇平成 26 年 4 月 1 日付けペースメーカに関する認定基準の改正がありました。詳細は医師必携をご確認下さい。
- ○心臓機能障害の認定については、「活動の能力の程度」が重視されています。医 師必携をご確認下さい。